

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年2月16日

茅ヶ崎市監査委員	成田	博隆
同	鈴木	善治
同	山崎	広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査対象の学校

(1) 小学校

茅ヶ崎市立香 川小学校

同 柳 島小学校

同 円 蔵小学校

同 今 宿小学校

同 室 田小学校

同 浜之郷小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立松 林中学校

同 松 浪中学校

同 赤羽根中学校

同 萩 園中学校

3 監査の期間

令和7年10月10日から令和8年2月6日まで

4 監査を行った監査委員

監査委員 成田 博隆

同 鈴木 善治

同 山崎 広子

5 監査の方法

この監査は、令和6年度の再配当予算の執行及び令和7年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

6 監査の対象項目

(1) 再配当予算の執行に関する事務

(2) 薬品の管理に関する事務

(3) 消耗品の管理に関する事務

(4) 備品の管理に関する事務

(5) 施設の管理に関する事務

※項番(2)～(5)の現地調査については、柳島小学校、円蔵小学校の合計2校で実施しました。

7 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

8 各学校の監査結果

(1) 小学校

ア 香川小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 柳島小学校

放送機器一式（類別13、備品番号293、令和5年12月26日購入）及びシュレッダー（類別14、備品番号93、令和3年3月2日購入）は、備品整理票が貼付されていませんでした。

ウ 円蔵小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていました。

エ 今宿小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

オ 室田小学校

学校給食管理費（小学校給食管理運営費）の消耗品費で令和6年9月2日に起票された支出負担行為書起票番号4に添付されている見積書は、代表者の役職名及び氏名が記載されていませんでした。

カ 浜之郷小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 松林中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

イ 松浪中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 赤羽根中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 萩園中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。